

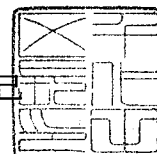
千代田区告示第 21 号

令和 2 年度賃金下限額について

千代田区公契約条例（平成 26 年千代田区条例第 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、平成 31 年度における賃金下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 10 日

千代田区長 石川 雅己



(1) 工事又は製造の請負契約の賃金下限額 単位：円（1 時間当たり）

No.	職 種	賃金下限額	No.	職 種	賃金下限額
1	特殊作業員	2, 7 0 6	27	普通船員	2, 5 4 1
2	普通作業員	2, 3 6 5	28	潜水士	4, 5 1 0
3	軽作業員	1, 6 9 4	29	潜水連絡員	3, 1 1 3
4	造園工	2, 3 3 2	30	潜水送気員	3, 0 9 1
5	法面工	2, 9 8 1	31	山林砂防工	2, 9 5 9
6	とび工	3, 0 0 3	32	軌道工	4, 9 7 2
7	石工	3, 0 0 3	33	型わく工	2, 8 6 0
8	ブロック工	2, 7 8 3	34	大工	2, 8 1 6
9	電工	2, 8 0 5	35	左官	3, 0 4 7
10	鉄筋工	3, 0 3 6	36	配管工	2, 5 1 9
11	鉄骨工	2, 8 2 7	37	はつり工	2, 7 6 1
12	塗装工	3, 1 1 3	38	防水工	3, 2 8 9
13	溶接工	3, 3 2 2	39	板金工	3, 0 6 9
14	運転手（特殊）	2, 6 6 2	40	タイル工	2, 5 7 4
15	運転手（一般）	2, 2 1 1	41	サッシ工	2, 8 1 6
16	潜かん工	3, 3 0 0	42	屋根ふき工	1, 8 7 0
17	潜かん世話役	3, 9 0 5	43	内装工	3, 0 4 7
18	さく岩工	3, 2 8 9	44	ガラス工	2, 7 3 9
19	トンネル特殊工	3, 2 3 4	45	建具工	2, 7 3 9
20	トンネル作業員	2, 6 7 3	46	ダクト工	2, 4 5 3
21	トンネル世話役	3, 6 9 6	47	保温工	2, 4 9 7
22	橋りょう特殊工	3, 3 0 0	48	建築ブロック工	2, 6 4 0
23	橋りょう塗装工	3, 4 3 2	49	設備機械工	2, 5 3 0
24	橋りょう世話役	3, 7 8 4	50	交通誘導警備員A	1, 7 0 5
25	土木一般世話役	2, 7 1 7	51	交通誘導警備員B	1, 4 8 5
26	高級船員	3, 2 1 2			

掲 示 承 認
 第 32 号
 期自令和 2 年 3 月 10 日
 間至令和 2 年 3 月 24 日
 取扱者 戸 印

(2) 工事又は製造の請負以外の請負契約及び業務委託契約の賃金下限額

単位：円（1時間あたり）

職種	賃金下限額
警備員	1, 3 6 4
保全管理員	1, 8 2 6
清掃員	1, 1 1 3
介護職	1, 1 0 3
栄養士	1, 4 3 1
保健師	1, 4 7 1
看護師	1, 4 7 1
上記以外	1, 0 9 5

(3) 指定管理協定の賃金下限額

単位：円（1時間あたり）

職種	賃金下限額
警備員	1, 3 6 4
保全管理員	1, 8 2 6
清掃員	1, 1 1 3
介護職	1, 1 0 3
栄養士	1, 4 3 1
保健師	1, 4 7 1
看護師	1, 4 7 1
上記以外	1, 0 9 5